

10.「耐火構造等」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
17011	用語の定義	耐火性能	「耐火性能」とは、通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために壁、柱、床その他の建築物の部分に必要とされる性能をいう。	「法2条第七号」に「耐火構造」の解説が載っており、その条文中「カッコ書」より「耐火性能とは、通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。」とわかる。問題文は正しい。 <i>火災が所定の時間後と、ﾌﾟﾚｰﾄﾞとして残る。(1時間耐火は、火災終了後、3時間。)</i>	○
17012	用語の定義	準耐火性能	「準耐火性能」とは、通常の火災による延焼を抑制するために壁、柱、床その他の建築物の部分に必要とされる性能をいう。	「法2条第七号の二」に「準耐火構造」の解説が載っており、その条文中「カッコ書」より「準耐火性能とは、通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。」とわかる。問題文は正しい。 <i>所定の時間、抑製で2時間、倒壊はOK。(1時間の準耐火基準の準耐火構造と、1時間の耐火構造は、まちで違う。)</i>	○
25064	用語の定義	耐火性能、準耐火性能	耐火構造の耐力壁と準耐火構造の耐力壁は、いずれも、通常の火災による火熱がそれぞれについて定められた時間加えられた場合に、加熱終了後も構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであることが求められている。	「法2条第七号」より、「耐火構造の耐火性能は、通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能(加熱終了後も倒壊を防止)」とわかる。一方、「法2条第七号の二」より、「準耐火構造の耐火性能は、通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能」とわかる。問題文の「準耐火構造」については「加熱終了後」当該性能は求められていない。よって誤り。 <i>→ 法令には書いてない → 建築常識。『終了後3時間』とか。</i>	×
17013	用語の定義	防火性能	「防火性能」とは、建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために建築物の外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。	「法2条第八号」に「防火構造」の解説が載っており、その条文中「カッコ書」より「防火性能とは、建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。」とわかる。問題文は正しい。(この問題は、コード「21014」の類似問題です。) <i>一号: 非損傷性 二号: 遮熱性。 ※ 屋内火災の遮炎性はなし。</i>	○
25063	用語の定義	防火性能	防火性能を有する耐力壁である外壁と準防火性能を有する耐力壁である外壁は、いずれも、建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後、それぞれについて定められた時間、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであることが求められている。	「令108条第一号」より、「耐力壁である外壁(防火性能)には、建築物の周囲において発生する通常の火災による加熱が加えられた場合に加熱開始後30分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであることが求められている。」とわかる。また、「法23条」、「令109条の9」より、耐力壁である外壁(準防火性能)にも同様に、加熱開始後20分間、所定の性能が要求される。よって問題文は正しい。(この問題は、コード「23064」の類似問題です。) <i>どん火災、どの部分、どの性能 23条: 区画 ①外 ②内 ③両面 一号: 非損傷性</i>	○
17014	用語の定義	準防火性能	「準防火性能」とは、建築物の内部において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために建築物の壁又は天井に必要とされる性能をいう。	「法23条」に「外壁」の解説が載っており、その条文中「カッコ書」より「準防火性能とは、建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁に必要とされる性能をいう。」とわかる。問題文は誤り。 <i>屋内? 天井? ← つかいず ツツコミ。</i>	×
17015	用語の定義	遮炎性能	「遮炎性能」とは、通常の火災時における火災を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。	「法2条第九号の二」に「耐火建築物」の解説が載っており、その条文中「ロ、カッコ書」より「遮炎性能とは、通常の火災時における火災を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。」とわかる。問題文は正しい。 <i>外→内, 内→外, 内→内 両面20分。</i>	○
22073	用語の定義	耐火性能	建築基準法においては、火災の種類として、「通常の火災」、「屋内において発生する通常の火災」、「建築物の周囲において発生する火災」等を想定した規定が設けられている。	「令107条」に「耐火性能」、「令107条の2」に「準耐火性能」の解説が載っており、そこに①「非損傷性」(一号)、②「遮熱性」(二号)、③「遮炎性」(三号)が規定されており、「①条件」、「②条件」については「通常の火災」を、「③条件」については「屋内において発生する通常の火災」を想定した規定が設けられている(「準耐火性能(令107条の2)も同じ)。また、「令108条」に「防火性能」の解説が載っており、そこに①「非損傷性」(一号)、②「遮熱性」(二号)が規定されており、いずれも「建築物の周囲において発生する火災」を想定した規定が設けられている。問題文は正しい。	○

10.「耐火構造等」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
21063	用語の定義	耐火性能	火災により建築物が倒壊するという被害を抑止するために、建築基準法において、建築物の階数等に応じ、壁、柱、床などについて、一定の時間、火災による火熱により構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じない性能を求めている。	「令107条」に「耐火構造に要求される耐火性能」の解説が載っており、そこに「①.非損傷性」(一号)、「②.遮熱性」(二号)、「③.遮炎性」(三号)の3つの性質別に必要な性能が順に規定されている。問題文は「①.非損傷性」についての記述であるため、「令107条第一号」をチェックすると、「建築物の階数等に応じ、壁、柱、床などについて、一定の時間、火災による火熱により構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じない性能」であることがわかる。(この問題は、コード「19021」の類似問題です。)	○
23061	用語の定義	耐火性能	地上2階建ての建築物に用いる耐火構造の耐力壁に必要とされる耐火性能は、通常の火災による火熱が1時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであり、かつ、当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものでなければならない。	「令107条」に「耐火構造に要求される耐火性能」の解説が載っており、そこに「①.非損傷性」(一号)、「②.遮熱性」(二号)、「③.遮炎性」(三号)の3つの性質別に必要な性能が順に規定されている。問題文は「非損傷性」と「遮熱性」についての記述であるため、「一号」の「非損傷性」をチェックすると、そこにある表より「地上2階建ての建築物に用いる耐火構造の耐力壁は、通常の火災による火熱が1時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないこと」とわかる。また「二号」の「遮熱性」をチェックすると、「耐火構造の耐力壁には、通常の火災による火熱が1時間加えられた場合に、当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないこと」とわかる。	○
20025	用語の定義	準耐火性能	屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、耐火構造及び準耐火構造の耐力壁である外壁は、いずれも同じ時間、屋外に火災を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであることが求められる。	「令107条」に「耐火構造に要求される耐火性能」、「令107条の2」に「準耐火構造に要求される準耐火性能」の解説が載っており、そこに「①.非損傷性」(一号)、「②.遮熱性」(二号)、「③.遮炎性」(三号)の3つの性質別に必要な性能が順に規定されている。問題文は「③.遮炎性」についての記述であるため、「令107条三号」「令107条の2三号」をそれぞれチェックすると、耐力壁である外壁において、「耐火性能では1時間」「準耐火性能では45分」の「遮炎性」が要求されるとわかる。問題文には「いずれも同じ時間」とあるため、誤り。	×
19024	用語の定義	準耐火性能	「建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後45分間当該加熱面以外の面に火災を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであること」は、屋根の「準耐火性能」に関する技術的基準の一つである。	「令107条の2」に「準耐火構造に要求される準耐火性能」の解説が載っており、そこに「①.非損傷性」(一号)、「②.遮熱性」(二号)、「③.遮炎性」(三号)の3つの性質別に必要な性能が順に規定されている。ここをわかりやすく解説すると、「①.非損傷性」とは「火災が起きた際、一定時間壊れないこと。」「②.遮熱性」とは「火災が起きた際、一定時間熱が他の部分へ伝わらないこと。」「③.遮炎性」とは「建物内部で火災が起きた際、建物の外に火災をださないこと。」をいう。問題文は「遮炎性」についての記述であるため、「三号」をチェックすると、そのカッコ書きより、「屋根の準耐火性能としては、屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間屋外に火災を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであることが必要。」とわかる。問題文は誤り。	×
23064	用語の定義	防火性能	耐力壁である防火構造の外壁に必要とされる防火性能は、建築物の周囲及び屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものでなければならない。	「令108条」に「防火構造の防火性能」の解説が載っており、そこに「①.非損傷性」(一号)、「②.遮熱性」(二号)の2つの性質別に必要な性能が順に規定されている。ここをわかりやすく解説すると、「①.非損傷性」とは「火災が起きた際、一定時間壊れないこと。」「②.遮熱性」とは「火災が起きた際、一定時間熱が他の部分へ伝わらないこと。」をいう。問題文には、「建築物の周囲及び屋内において発生する通常の火災」とあるが、防火性能は、「屋内の火災」を対象としていない。	×
28083	用語の定義	防火性能	防火構造として、建築物の軒裏の構造が適合すべき防火性能に関する技術的基準は、軒裏に建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることである。	「令108条」に「防火構造の防火性能」の解説が載っており、そこに「①.非損傷性」(一号)、「②.遮熱性」(二号)の2つの性質別に必要な性能が順に規定されている。ここをわかりやすく解説すると、「①.非損傷性」とは「火災が起きた際、一定時間壊れないこと。」「②.遮熱性」とは「火災が起きた際、一定時間熱が他の部分へ伝わらないこと。」をいう。問題文は「遮熱性」についての記述であるため、「二号」をチェックすると、軒裏の防火性能として、「建築物の周囲において発生する通常の火災による加熱が加えられた場合に加熱開始後30分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しない必要がある。」とわかる。(この問題は、コード「16054」の類似問題です。)	○
19022	用語の定義	防火性能	「建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること」は、外壁の「防火性能」に関する技術的基準の一つである。	「令108条」に「防火構造の防火性能」の解説が載っており、そこに「①.非損傷性」(一号)、「②.遮熱性」(二号)の2つの性質別に必要な性能が順に規定されている。ここをわかりやすく解説すると、「①.非損傷性」とは「火災が起きた際、一定時間壊れないこと。」「②.遮熱性」とは「火災が起きた際、一定時間熱が他の部分へ伝わらないこと。」をいう。問題文は「遮熱性」についての記述であるため、「二号」をチェックすると、外壁の防火性能として、「建築物の周囲において発生する通常の火災による加熱が加えられた場合に加熱開始後30分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しない必要がある。」とわかる。	○

10.「耐火構造等」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
02013	用語の定義	耐火建築物	耐火建築物における外壁以外の主要構造部にあつては、「耐火構造」又は「当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えるものとして、所定の技術的基準に適合する構造」のいずれかに該当するものでなければならない。	「法2条第九号の二」に「耐火建築物」の解説が載っており、そこを訳すと「耐火建築物における外壁以外の主要構造部」にあつては、「耐火構造」又は「屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えるものとして所定の技術的基準に適合する構造」のいずれかに該当するものでなければならない。」とわかる。問題文は「建築物の周囲において発生する通常の火災」とあるため誤り。(この問題は、コード「18015」「27011」の類似問題です。)	×
24091	用語の定義	準耐火建築物	主要構造部を準耐火構造とした建築物以外の建築物であっても、所定の技術的基準に適合するものは、準耐火建築物に該当する。	「法2条第九号の三」に「準耐火建築物」の解説が載っており、そこを訳すと「準耐火建築物」=「主要構造部を準耐火構造(または、政令基準に適合する主要構造部)」+「外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火設備」とわかる。主要構造部が準耐火構造でなくとも準耐火建築物に該当する場合がある。	○
29091	用語の定義	準耐火建築物	主要構造部を準耐火構造とした建築物以外の建築物であっても、柱及び梁が不燃材料で、その他の主要構造部が所定の技術的基準に適合するものとし、また、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に所定の防火設備を有するものは、準耐火建築物に該当する。	「法2条第九号の三口」、「令109条の3第二号」より、「準耐火建築物としなければならない建築物で、主要構造部を準耐火構造(イ準耐)としなくても、主要構造部である柱及び梁が不燃材料で、その他の主要構造部が所定の技術的基準に適合するものとし、また、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に所定の防火設備を有するもの(不燃準耐)とすることができる。」とわかる。	○
14053	耐火性能検証法・防火区画検証法	非常用エレベーター	建築物を耐火建築物とするときに、耐火性能検証法により建築物の主要構造部の性能について所定の基準に適合する事が確かめられた場合、非常用エレベーターの昇降路を囲む壁は、耐火構造とする必要がない。	「令108条の3」に「耐火性能検証法」について載っており、その「1項」、「3項」を訳すと「主要構造部が所定の基準に適合するものであること」について、①耐火性能検証法により確かめられたもの、②大臣認定を受けたものうちのどちらかに該当する場合、主要構造部に対する耐火性能関係規定の適用については耐火構造とみなされる。」とわかる。「非常用エレベーターの昇降路を囲む壁」は、「令129条の13の3第4項」より耐火構造としなければならないが、「令129条の13の3第4項」は「耐火性能関係規定」に含まれており、①に該当しているため、耐火構造とみなされる。問題文は正しい。	○
23103	耐火性能検証法・防火区画検証法	主要構造部	主要構造部の性能について耐火性能検証法により確かめられた場合であっても、延べ面積2,000㎡、地上4階建ての映画館の4階の主要構造部である柱は、耐火構造としなければならない。	「別表1」より「映画館」は、(イ)欄(一)項に該当する特殊建築物であり、(ろ)欄をチェックすると「3階以上の階」という条件(法27条1項第一号)に該当する。その主要構造部については、「令110条」より所定の準耐火構造や耐火構造等に適合しなければならない。問題文は「耐火性能検証法により確かめられた場合」とあるため、柱(主要構造部)を耐火構造としなくとも、主要構造部の基準に適合しているものとみなされる。(この問題は、コード「14051」「15071」の類似問題です。)	×
25061	耐火性能検証法・防火区画検証法	主要構造部	耐火建築物の主要構造部は、耐火構造であるか、所定の技術的基準に適合するものであることについて耐火性能検証法により確かめられたものであることが求められている。	「法2条第九号の二イ」より、「耐火建築物の主要構造部は、①「耐火構造」、②「政令で定める技術的基準に適合するもの」のいずれか」とわかる。このうち②については、「令108条の3」より、「耐火性能検証法(第一号)」と「大臣の認定を受けたもの(第二号)」がある。問題文は「大臣の認定を受けたもの」の記述が不足しているため誤り。(この問題は、コード「13062」の類似問題です。)	×
23104	耐火性能検証法・防火区画検証法	防火区画検証法	主要構造部の性能について耐火性能検証法により確かめられたものであり、かつ、当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。)の開口部に設けられた防火設備が、防火区画検証法により所定の性能を有することが確かめられたものである建築物に対する防火区画等関係規定の適用については、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなす。	「令108条の3第4項」より、そこを訳すと「主要構造部が、①「令108条の3第1項第一号(耐火性能検証法)」により確かめられた建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備が、防火区画検証法により(開口部設備の火災時における遮炎に関する性能を有することが)確かめられたものであるものに限る。)、②「令108条の3第1項第二号(大臣の認定)」を受けた建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備が、大臣認定を受けたものであるものに限る。))は、「防火区画等関係規定」の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造を耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなすことができる。」とわかる。ゆえに、問題文の場合は、①に該当するため、正しい。(この問題は、コード「16055」の類似問題です。)	○
29064	耐火性能検証法・防火区画検証法	防火区画検証法	防火区画検証法は、開口部に設けられる防火設備について、屋内及び建築物の周囲において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、火災の継続時間以上、加熱面以外の面に火炎を出すことなく耐えることができることを確かめる方法である。	「令108条の3第5項」より、「防火区画検証法とは、開口部に設けられる防火設備(開口部設備という。)の屋内において発生が予測される火災時における遮炎に関する性能を検証する方法をいう。」とわかる。問題文には「屋内及び建築物の周囲において発生が予測される火災」とあるため誤り。(この問題は、コード「25092」の類似問題です。)	×

定垂
イ→ロ準耐
ロ準耐 27の35
防火区画検証法
みよし適用3
①規定
②加7
本来の条件 → 「ロ」条件不足 「×」補正
①検証-検証
②大臣-大臣
防火区画等関係規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造を耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなすことができる。

13.「防火区画」のピックアップ問題

2項: 1時間耐火
3項: P176

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
20061	防火区画	面積区画(耐火建築物)	防火区画は、火災の拡大を抑止する等のため、「建築物の用途、構造、階数等に応じた床面積による区画」、「階段室等の堅穴部分の区画」、「建築物の部分で用途が異なる場合の当該境界での区画」等について規定されている。	「令112条」の「防火区画」には、①.面積区画(1項, 4項, 5項)、②.高層区画(7~10項)、③.堅穴区画(11~15項)、④.異種用途区画(18項)の4種類がある。	○
02012	防火区画	特定防火設備	防火戸であって、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後1時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものは、「特定防火設備」に該当する。	「令112条1項」のカッコ書きより「特定防火設備とは、令109条に規定する防火設備のうち、加熱開始後1時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、①.大臣構造のもの、②.大臣認定を受けたものうちのどちらかに該当するものをいう。」とわかる。よって正しい。(この問題は、コード「18011」「25014」の類似問題です。)	○
27061	防火区画	高層区画(100㎡区画)	地上11階建ての共同住宅の11階部分で、床面積が100㎡を超えるものは、床面積の合計100㎡以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備で区画しなければならない。	「令112条7項」に「高層区画」について載っており、「11階以上の部分でその階の床面積の合計が100㎡を超える場合、床面積100㎡以内ごとに耐火構造の床・壁・所定の防火設備で区画しなければならない。」とわかる。 組分けで暗記	×
23084	防火区画	高層区画(準不燃緩和)	防火区画における床及び壁は、耐火構造、準耐火構造又は防火構造としなければならない。	「令112条」の「防火区画」には、①.面積区画、②.高層区画、③.堅穴区画、④.異種用途区画の4種類がある。区画によって、床及び壁に要求される構造(耐火構造・準耐火構造)が異なるが「防火構造としなければならない」という規定は無い。尚、防火構造に要求される「防火性能」は、建物周囲において発生する火災を対象としているため、防火区画の規定には関係がない。(この問題は、コード「20062」の類似問題です。)	×
14083	防火区画	高層区画(不燃緩和)	15階建ての事務所(主要構造部を耐火構造としたもの)の15階の部分で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ったものは、一定の場合を除き、床面積500㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。	「令112条7項」に「高層区画」の解説が載っており、その次にある「8項」、「9項」に「内装による緩和措置」の規定がある。問題文には、「仕上げ・下地共に不燃材料」とあるため、「令112条9項」より、「床面積の合計500㎡以内ごとに防火区画するには、耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。」とわかる。(通称: 不燃500㎡緩和) 特定防火設備以外の防火設備で区画可否を判定し、試験中、誤解NG。	○
26083	防火区画	高層区画(準不燃緩和)	地上12階建ての病院において、全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめたので、最上階については、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とし、かつ、その下地を準不燃材料として床面積の合計200㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画した。	「令112条7項」に「高層区画」の解説が載っており、その次にある「8項」、「9項」に「内装による緩和措置」の規定がある。問題文には、「仕上げ・下地共に準不燃材料」とあるため、「令112条8項」より、「床面積の合計200㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画すれば足りる。」とわかる(通称: 準不燃200㎡緩和)。ここで注意してほしいのは「令112条8項」に「法2条第九号の二の防火設備を除く」とある。ゆえに、「準不燃200㎡緩和」を適用する場合、特定防火設備を用いなければならない。問題文には「特定防火設備」とあるため正しい。 耐火構造と対象	○
30061	防火区画	堅穴区画	主要構造部を準耐火構造とした延べ面積800㎡、地上4階建ての事務所であって、3階以上の階に居室を有するものの昇降機の昇降路の部分については、原則として、当該部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。	「令112条11項」より、「主要構造部が準耐火構造以上で、かつ、地階または3階以上の階に居室を有する建物における階段等の部分については、その堅穴部分とその他の部分とを準耐火構造以上の壁・床・所定の防火設備で区画しなければならない。」とわかる。 組分け	○
25083	防火区画	堅穴区画	地上5階建ての共同住宅で、メゾネット形式の住戸の部分(住戸の階数が2以上であるもの)とその他の部分とを耐火構造の床若しくは壁又は所定の防火設備により区画した。	「令112条11項」に「堅穴区画」の解説が載っており、そこを訳すと「主要構造部が準耐火構造以上で、かつ、地階または3階以上の階に居室を有する建物におけるメゾネット部分、吹抜け・階段・昇降路・ダクトスペース等の部分については、その堅穴部分とその他の部分とを準耐火構造以上の壁・床・所定の防火設備で区画しなければならない。」とわかる。ゆえに、問題文は正しい。	○
01063	防火区画	堅穴区画	避難階が地上1階であり、地上3階に居室を有する事務所の用途に供する建築物で、主要構造部を準耐火構造としたものにおいては、原則として、地上2階から地上3階に通ずる吹抜きとなっている部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。	「令112条11項」に「堅穴区画」の解説が載っており、そこを訳すと「主要構造部が準耐火構造以上で、かつ、地階または3階以上の階に居室を有する建物におけるメゾネット部分、吹抜け・階段・昇降路・ダクトスペース等の部分については、その堅穴部分とその他の部分とを準耐火構造の壁・床又は所定の防火設備で区画しなければならない。」とわかる。問題文の「地上2階から地上3階に通ずる吹抜きとなっている部分とその他の部分」は、原則として、防火区画しなければならない。 ただし書1号: 避難階から地上階, 地下階あり	○
02062	防火区画	堅穴区画(適用除外)	主要構造部を耐火構造とした共同住宅の住戸で、その階数が3であり床面積の合計が200㎡のものは、当該住戸の階段の部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。	「令112条11項」に「堅穴区画」の解説が載っており、その条文最後にあるただし書き及びその(二)号より、「共同住宅の住戸のうちその階数が3以下で、かつ、床面積の合計が200㎡以内であるものにおける吹抜きとなっている部分については、堅穴区画の適用除外となる。」とわかる。ゆえに、問題文の建物の場合、防火区画する必要はない。(この問題は、コード「30063」の類似問題です。)	×

ただし書12項, 13項は, 200㎡未満では, 2項免.

13.「防火区画」のピックアップ問題

1270-1027

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
02063	防火区画	接壁	地上5階建ての事務所のみ用途に供する建築物において、防火区画に接する外壁については、外壁面から50cm以上突出した準耐火構造のひし、床、袖壁等で防火上有効に遮られている場合においては、当該外壁のうちこれらに接する部分を含み幅90cm以上の部分を準耐火構造としなくてもよい。	「令112条16項」に「防火区画に接する外壁(通称:接壁)」の解説が載っており、そこを訳すと「防火区画としての壁・床・防火設備等に接する外壁は、接している部分を含み幅90cm以上の部分を準耐火構造としなければならない。ただし、外壁面から50cm以上突出した準耐火構造のひし等で防火上有効に遮られている場合においては、この限りでない。」とわかる。	○
30062	防火区画	異種用途区画	1階及び2階を物品販売業を営む店舗(当該用途に供する部分の各階の床面積の合計がそれぞれ1,000㎡)とし、3階以上の階を事務所とする地上3階建ての建築物においては、原則として、当該店舗部分と事務所部分とを防火区画しなければならぬ。	「令112条18項」より、「法27条に該当する特殊建築物の場合、その部分とその他の部分とを1時間準耐火の壁・床、特定防火設備で区画しなければならない。」とわかる。問題文の建築物は「物販店舗」であり、「別表1」より(イ)欄(四)項特建に該当し、「2階部分の床面積500㎡以上」であるため、法27条に該当する特殊建築物とわかる。したがって、「店舗部分」と「事務所部分」とは、原則として、異種用途区画しなければならない。	○
01062	防火区画	異種用途区画	1階を自動車車庫(当該用途に供する部分の床面積の合計が130㎡)とし、2階及び3階を事務所とする地上3階建ての建築物においては、当該自動車車庫部分と事務所部分とを防火区画しなければならない。	「令112条18項」に「異種用途区画」について載っており、そこを訳すと「法27条に該当する特殊建築物の場合、その部分とその他の部分とを1時間準耐火基準の壁・床、特定防火設備で区画しなければならない。」とわかる。問題文の「130㎡の自動車車庫」は、「別表1」より(イ)欄(六)項特建に該当しないため、法27条に該当する特殊建築物ではない。ゆえに、「事務所の部分」と「自動車車庫の部分」とを防火区画する必要はない。	×
01064	防火区画	防火設備	防火区画に用いる防火シャッター等の特定防火設備は、常時閉鎖若しくは作動をした状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動をできるものでなければならない。	「令112条19項」より、「防火区画に用いる特定防火設備は、常時閉鎖若しくは作動をした状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動をできるものでなければならない。」とわかる。問題文は正しい。	○
16063	防火区画	防火設備	防火区画に用いる特定防火設備は、常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合及び火災により温度が急激に上昇した場合のいずれの場合にも、自動的に閉鎖又は作動する構造としなければならない。	「令112条19項」に「防火区画で用いる特定防火設備・防火設備の構造」について載っており、その「一号」に「面積区画・高層区画」の場合、「二号」に「堅穴区画、異種用途区画」の場合の防火設備の構造を規定している。その「一号二」を訳すと、「面積区画・高層区画で用いる特定防火設備は、火災により煙が発生した場合に自動閉鎖又は作動する構造(通称:煙感)又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動閉鎖又は作動する構造(通称:熱感)のうちのどちらかでない。」とわかる(特定防火設備に要求されている構造ではない)。よって、問題文は誤り。(この問題は、コード「13055」の類似問題です。)	×
02061	防火区画	防火設備	地上3階に居室を有する事務所で、主要構造部を耐火構造としたものにおいて、避難階である地上1階から地上3階に通ずる階段の部分とその他の部分との区画に用いる防火設備は、避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有するものでなければならない。	「令112条11項」に「堅穴区画」の解説が載っており、そこを訳すと「主要構造部が準耐火構造以上で、かつ、地階または3階以上の階に居室を有する建物におけるメゾネット部分、吹抜け・階段・昇降路・ダクトスペース等の部分については、その堅穴部分とその他の部分とを準耐火構造の壁・床又は所定の防火設備で区画しなければならない。」とわかる。その防火設備の構造については「令112条19項二号」に載っており、「ロ」より「避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有するものでなければならない。」とわかる。(この問題は、コード「12081」「27064」の類似問題です。)	○
28094	防火区画	風道貫通	換気設備の風道が準耐火構造の防火区画を貫通する場合において、当該風道に設置すべき特定防火設備については、原則として、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものとしなければならない。	「令112条21項」に「換気、暖房、冷房の設備の風道が「準耐火構造の防火区画(令112条20項条文中に規定)」を貫通する場合、貫通する部分又はこれに近接する部分に、所定の性能を有する特定防火設備(法2条第九号の二ロに規定する防火設備によつて区画すべき準耐火構造の防火区画を貫通する場合には、防火設備)であつて、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合、自動的に閉鎖することができるもの(一号)、かつ、閉鎖した場合遮煙性能を有するもの(二号)としなければならない。」とわかる。	○
28064	防火区画	界壁	準防火地域内においては、延べ面積1,000㎡、地上3階建ての共同住宅の各戸の界壁は、耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。	「令114条」より「共同住宅の各戸の界壁は、原則として、準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。」とわかる。問題文は「耐火構造」とあるため誤り。(この問題は、コード「15055」の類似問題です。)	×
30064	防火区画	防火間仕切	有料老人ホームの用途に供する建築物の当該用途に供する部分(天井は強化天井でないもの)については、原則として、その防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。	「令114条2項」より「児童福祉施設等(令19条より有料老人ホームを含む)の用途に供する建築物の当該用途に供する部分については、原則として、その防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。」とわかる。問題文は正しい。(この問題は、コード「16065」「21082」「25081」の類似問題です。)	○

1270-1027

(昔口、又千歳ていた)

たかろといふまじりではない。

木構造

タクト

特定防火設備
or 防火設備

天井付
特定防火
設備を区画

12.「防火地域」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
20134	防火地域	準防火地域(耐火建築物)	準防火地域内において、延べ面積2,000㎡、地上2階建ての地域活動支援センター(各階を当該用途に供するもの)の主要構造部は、原則として、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。ただし、これらと同等以上の延焼防止性能を有する所定の建築物は考慮しないものとする。	「法61条」より、「防火・準防火地域内にある建物の「壁、柱、床その他の建築物の部分」を通常の火災による周囲への延焼を防止するためにこれらに必要とされる性能に関して、政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。」とわかる。その政令基準については、「令136条の2」に記載しており、その各号より、①「防火地域・準防火地域内の耐火建築物」、②「防火地域・準防火地域内の準耐火建築物」、③「準防火地域内の外壁防火の建築物(木造等)」、④「準防火地域内のその他の建築物」に分けられる。準防火地域内で、延べ面積が1,500㎡を超えるものは、①に該当するため、当該建築物は、原則として、耐火建築物としなければならない。問題文には「準耐火建築物」が含まれているため誤り。	×
02182	防火地域	防火地域(準耐火建築物)	防火地域内においては、延べ面積80㎡、地上2階建ての一戸建て住宅は、耐火建築物若しくは準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。	「法61条」より、「防火・準防火地域内にある建物の壁、柱、床その他の建築物の部分」を通常の火災による周囲への延焼を防止するためにこれらに必要とされる性能に関して、政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。」とわかる。その政令基準については、「令136条の2」に記載しており、その各号より、①「防火地域・準防火地域内の耐火建築物」、②「防火地域・準防火地域内の準耐火建築物」、③「準防火地域内の外壁防火の建築物(木造等)」、④「準防火地域内のその他の建築物」に分けられる。防火地域においては、①②のいずれかにする必要があるため、耐火建築物若しくは準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。(この問題は、コード「18121」の類似問題です。)	○
28071	防火地域	防火地域(耐火建築物)	防火地域内において、地下1階、地上2階建ての事務所を新築する場合は、耐火建築物としなければならない。ただし、これと同等以上の延焼防止性能を有する所定の建築物は考慮しないものとする。	「法61条」より、「防火・準防火地域内にある建物の「壁、柱、床その他の建築物の部分」を通常の火災による周囲への延焼を防止するためにこれらに必要とされる性能に関して、政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。」とわかる。その政令基準については、「令136条の2」に記載しており、その各号より、①「防火地域・準防火地域内の耐火建築物」、②「防火地域・準防火地域内の準耐火建築物」、③「準防火地域内の外壁防火の建築物(木造等)」、④「準防火地域内のその他の建築物」に分けられる。問題文の建物は、防火地域内で地階を含めた階数が3であるため、①に該当する。よって、耐火建築物としなければならない。(この問題は、コード「17041」の類似問題です。)	○
29184	防火地域	準防火地域(準耐火建築物)	準防火地域内においては、延べ面積1,200㎡、地上3階建ての建築物で、各階を事務所の用途に供するものは、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。ただし、これらと同等以上の延焼防止性能を有する所定の建築物は考慮しないものとする。	「法61条」より、「防火・準防火地域内にある建物の「壁、柱、床その他の建築物の部分」を通常の火災による周囲への延焼を防止するためにこれらに必要とされる性能に関して、政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。」とわかる。その政令基準については、「令136条の2」に記載しており、その各号より、①「防火地域・準防火地域内の耐火建築物」、②「防火地域・準防火地域内の準耐火建築物」、③「準防火地域内の外壁防火の建築物(木造等)」、④「準防火地域内のその他の建築物」に分けられる。問題文の建物は、準防火地域内で3階建て、延べ面積が500㎡を超え1,500㎡以下であるため、②に該当する。よって、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。(この問題は、コード「17043」「20135」の類似問題です。)	○
02181	防火地域	準防火地域(準耐火建築物)	準防火地域内においては、延べ面積400㎡、平家建ての事務所のみ用途に供する建築物は、耐火建築物若しくは準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。	「法61条」より、「防火・準防火地域内にある建物の「壁、柱、床その他の建築物の部分」を通常の火災による周囲への延焼を防止するためにこれらに必要とされる性能に関して、政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。」とわかる。その政令基準については、「令136条の2」に記載しており、その各号より、①「防火地域・準防火地域内の耐火建築物」、②「防火地域・準防火地域内の準耐火建築物」、③「準防火地域内の外壁防火の建築物(木造等)」、④「準防火地域内のその他の建築物」に分けられる。準防火地域内において、階数が2以下で延べ面積が500㎡以下のものは、③又は④に該当するため、「耐火建築物若しくは準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止時間となる建築物」以外の建築物とする事ができる。よって誤り。	×
25183	防火地域	特建博物館(準防火地域)	延べ面積600㎡、平屋建ての博物館を準防火地域内に新築する場合、耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物とすることができる。ただし、これらと同等以上の延焼防止性能を有する所定の建築物は考慮しないものとする。	「法61条」より、「防火・準防火地域内にある建物の「壁、柱、床その他の建築物の部分」を通常の火災による周囲への延焼を防止するためにこれらに必要とされる性能に関して、政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。」とわかる。その政令基準については、「令136条の2」に記載しており、その各号より、①「防火地域・準防火地域内の耐火建築物」、②「防火地域・準防火地域内の準耐火建築物」、③「準防火地域内の外壁防火の建築物(木造等)」、④「準防火地域内のその他の建築物」に分けられる。問題文の建物は、準防火地域内で階数が2以下、延べ面積が500㎡を超え1,500㎡以下であるため、②に該当する。よって、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。よって誤り。	×
24181	防火地域	準防火地域(延焼防止建築物)	準防火地域内においては、延べ面積500㎡、地下2階、地上3階建ての建築物で、各階を診療所(患者の収容施設がないもの)の用途に供するものは、防火上必要な所定の基準に適合すれば、耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物とすることができる。	「法61条」「令136条の2第二号」「告示第194号 第4第一号イ」より、「準防火地域内で、地階を除く階数が3で延べ面積500㎡以下の建築物は、防火上必要な所定の基準に適合すれば、耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物とすることができる。」とわかる。尚、問題文の「患者の収容施設がない診療所」は、「法27条1項の特建」には該当しない。(この問題は、コード「15162」「17142」「23173」の類似問題です。)	○

500㎡?

昔は定義だった。
今は出題しにくいから(?)
「知事意向公告」と同じく。

12.「防火地域」のピックアップ問題

と倉庫は、法27条とダブってる!

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
28072	防火地域	特建車庫	準防火地域内において、延べ面積1,000㎡、地上3階建ての自動車車庫(各階を当該用途に供するもの)を新築する場合は、耐火建築物としなければならない。	問題文の建物は「自動車車庫」であるため「別表1」より(イ)欄(六)項特建であり、3階以上の階を自動車車庫の用途に供するものは、「特建耐火義務による耐火義務が生じる」とわかる。	○
22103	別表1	木三共・木三学	特殊建築物の用途等に応じ、耐火建築物等としなければならないとする規定に関して、延べ面積1,000㎡、地上3階建ての共同住宅で、防火地域以外の区域内にあるものにあつては、所定の準耐火建築物とすることができる。	「別表1」より「共同住宅」は、(イ)欄(二)項に該当する特殊建築物であり、(ろ)欄をチェックすると「3階以上の階」という条件(法27条1項第一号)に該当する。その主要構造部については、「令110条」より「第一号又は第二号」としなければならない。「第一号」「告示255号第1第三号」より、防火地域以外の地上3階建ての共同住宅の主要構造部は、耐火構造等でなくとも、1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすることができる(これを通称「木三共(木造三階建て共同住宅の略)」と呼ぶ)。また「外壁の開口部」については、「令110条の2第一号」より、延焼の恐れのある部分に、所定の遮炎性能を有する防火設備(令110条の3)とすることで、準耐火建築物とすることができる。	○
16052	防火地域	準防火地域(耐火建築物)、特建(木三共)	準防火地域内においては、延べ面積2,000㎡、地上3階建ての建築物で、3階を共同住宅の用途に供するものは、耐火建築物としなければならない。ただし、これと同等以上の延焼防止性能を有する所定の建築物は考慮しないものとする。	「別表1」より「共同住宅」は、(イ)欄(二)項に該当する特殊建築物であり、(ろ)欄をチェックすると「3階以上の階」という条件(法27条1項第一号)に該当する。その主要構造部については、「令110条」より「第一号又は第二号」としなければならない。「第一号」「告示255号第1第三号」より、防火地域以外の地上3階建ての共同住宅の主要構造部は、耐火構造等でなくとも、1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすることができる(通称:木三共)。よって、耐火建築物としなくてもよい。次に「防火地域制限」について判定する。「法61条」より、「防火・準防火地域内にある建物の『壁、柱、床その他の建築物の部分』を通常の火災による周囲への延焼を防止するためにこれらに必要とされる性能に開いて、政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。」とわかる。その政令基準については、「令136条の2」に記載しており、その各号より、①「防火地域・準防火地域内の耐火建築物」、②「防火地域・準防火地域内の準耐火建築物」、③「準防火地域内の外壁防火の建築物(木造等)」、④「準防火地域内のその他の建築物」に分けられる。問題文の建物は、準防火地域内で1,500㎡を超えているため、①に該当する。よって、耐火建築物としなければならない。	○
25182	防火地域	準防火地域(耐火建築物)、特建(木三共)	延べ面積450㎡、地上3階建ての共同住宅(各階の床面積150㎡)を準防火地域内に新築する場合、耐火建築物としなければならない。	「別表1」より「共同住宅」は、(イ)欄(二)項に該当する特殊建築物であり、(ろ)欄をチェックすると「3階以上の階」という条件(法27条1項第一号)に該当する。その主要構造部については、「令110条」より「第一号又は第二号」としなければならない。「第一号」「告示255号第1第三号」より、防火地域以外の地上3階建ての共同住宅の主要構造部は、耐火構造等でなくとも、1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすることができる(通称:木三共)。よって、耐火建築物としなくてもよい。次に「防火地域制限」について判定する。「法61条」「令136条の2」より「地上4階建以上、または1,500㎡を超える。」に該当しないため「準防火地域制限による耐火義務は生じない。」とわかる。よって問題文は誤り。	×
28184	防火地域	開口部	準防火地域においては、耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火戸は、建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)に火炎を出さないものとしなければならない。	「法61条」より、「防火・準防火地域内にある建物の外壁の開口部で、延焼のおそれのある部分にあるものには防火戸その他政令で定める防火設備を設けなければならない。」とわかる。その政令基準については、「令136条の2」に記載しており、①「防火地域・準防火地域内の耐火建築物」、②「防火地域・準防火地域内の準耐火建築物」、③「準防火地域内の外壁防火の建築物(木造等)」、④「準防火地域内のその他の建築物」に分けられる。この区分に応じた外壁開口部設備の性能は、①②には「遮炎性能」が、③④には「通称:準遮炎性能」が要求される。この「準遮炎性能」の基準については、令136条の2第三号イ(ウ)に記載しており、「建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)に火炎を出さないものであること。」とわかる。問題文の建物は、③④に該当するため、外壁開口部設備の性能は「準遮炎性能」が要求されるが「加熱開始後30分」とあるため誤り。(この問題は、コード「15165」「19155」の類似問題です。)	×
23204	防火地域	病院、2地域	延べ面積1,600㎡、地上2階建てで、2階部分の病室の床面積の合計が300㎡の病院が「準防火地域」と「防火地域及び準防火地域以外の区域」にわたる場合においては、当該建築物は耐火建築物としなければならない。ただし、これらと同等以上の延焼防止性能を有する所定の建築物は考慮しないものとする。	「法65条1項」より「準防火地域と無指定区域にまたがる場合には、準防火地域の規制が全てについて適用される。」とわかる。また、「法61条」「令136条の2」より「延べ面積が1,500㎡を超える」に該当するため「耐火義務が生じる。」ことがわかる。ゆえに、問題文は準防火地域による耐火建築物としなければならない。(この問題は、コード「17141」の類似問題です。)	○

27条4号

防火地域

ダブってて-7.

片面20分.

※講義の最後に時間があれば皆でやってみましょう

■法令のイメージトレーニング【その4】

- ①. 最初は右半分を隠して考えてみましょう
- ②. 左欄の「数値」が記載された「条番号」は何の規定？
※その「条」がどの辺りにあるかをイメージします
※当てることに意味はありません。

- ③. 右欄の条番号・条文名から、どんな条件設定かをイメージ
「...以上、...を超える」「条文の構成はどうなっているか」
それをイメージしてから、法令集で条文を確認する
※他の条件や、前後の規定も確認
脳内マップを作るイメージ

■「30分」に関連する規定

令107条の2()
第三号

↑
法2条第7号ロ?

(令107条
107条ロ2
108条)

令107条の2(準耐火性能に関する技術的基準)

- 第一号(〇〇性)
 - 第二号(〇〇性)
 - 第三号(〇〇性) 外壁(耐力壁・延焼ライン) 分 — 45分
屋根 分 — 30分
- どんな火災?
〇〇に火炎を出さない
- ↑
屋外に火炎は出さない
屋内に火災は発生

令108条()
第二号

↑
法2条第8号

令108条(防火性能に関する技術的基準)

- 第一号(〇〇性)
 - 第二号(〇〇性) 外壁・〇〇
- どんな火災?
当該加熱面以外の面(〇〇に面するものに限る)
可燃物燃焼温度以上に上昇しない
- ↑
取らう。建物の周囲に火災は発生
屋内。

■「20分」に関連する規定

令108条の2()

令108条の2(不燃性能に関する技術的基準)

- 建築物材料, 通常の火災
 - 第一号: 燃焼しない
 - 第二号: 変形・溶融・き裂・損傷しない
 - 第三号:
※三号だけ
- ↑
5分 10分 20分
- ↑
燃焼しない
屋外使用は不要!

令109条の2()

↑ 法2条第九号の二ロ

令109条の2(遮炎性能に関する技術的基準)

- 建築物の部分
 - どんな火災
 - 当該加熱面以外の面
 - ※令136条の2第三号イ と対比
 - 第一号・第二号
 - 第三号・第四号
- ↑
耐火・準耐火
- ↑
20分
外火 → 中
外 ← 中火
- ↑
外火 → 中
当該加熱面以外の面(〇〇に面するものに限る) (片側20分)

■「500㎡」に関連する規定

令112条()
4項, 9項

令112条(防火区画)

- 1, 4, 5項 面積区画 床・壁 開口部
1500㎡ 500㎡ 1000㎡
 - 7項 高層区画 床・壁 開口部
 - 9項 緩和 仕上げ下地 → 開口部 →
- ↑
1時間準耐火標準
耐火壁構造
特殊防火設備
- ↑
耐火
防火設備
不燃材料
(特殊防火設備)
↳ 500㎡以上

令136条の2()

第二号

令136条の2(防火・準防火地域)

- 第一号 イ. 防火: 階数3以上, 〇㎡超え
準防火: 地階除く階数4以上, 〇㎡超え
ロ. 延焼防止建築物
 - 第二号 イ. 防火: 階数2以下で〇㎡以下
準防火: 地階除く階数3で〇㎡以下
地階除く階数2で〇㎡超え〇㎡以下
ロ. 準延焼防止建築物
- ↑
100
1500
- ↑
100
1500
100~1500
- ↑
ロ. 3F. 100以下